

在宅で難病患者さんを
介護されている皆さまへ

令和8年4月1日
茨城県保健医療部疾病対策課 作成

在宅難病患者一時入院事業

(レスパイト入院)

在宅で療養している難病患者さんを介護する方が、休養（レスパイト）を
とりたい時や病気、冠婚葬祭などで介護ができない時に、
患者さんを適切な医療機関に、一時入院ができるように支援する事業です。

1 対象者

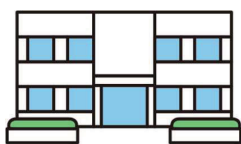
- 01 茨城県に住所を有する方
- 02 在宅で療養する指定難病または特定疾患治療研究事業対象疾患の医療
受給者証を持つ方
- 03 人工呼吸器を装着している方、または気管切開をしている方
- 04 在宅療養中で、介護する方の事情により在宅で療養することが一時的に
困難になった方
- 05 病状の安定している方

2 入院期間・入院費用

- ・同一年度につき原則21日以内です。（連続して入院できる期間は14日以内）
- ・原則、費用負担はありませんが、健康保険適用外の差額ベッド代や雑費等、
病院までの移送費用は患者負担となります。

3 事業を利用する際の流れ

01 相談・申請



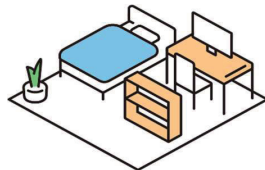
事業の利用や申請について
保健所にご相談ください。
※調整には1か月程度要しま
す。

02 入院調整



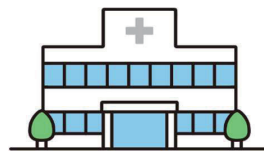
難病相談連絡員が希望する
入院先の医療機関と調整を
行います。
※医療機関のベッドの空き
状況等により、ご希望に添
えない場合がございます。

03 事前訪問



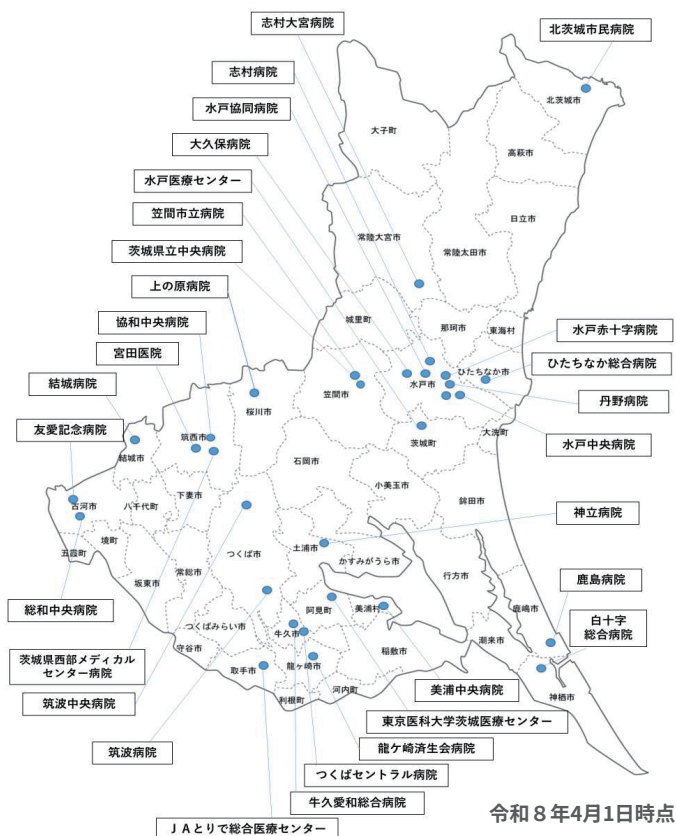
安心して入院ができるように
保健所職員や難病相談連絡員
がご自宅へ伺い、生活の様子
を確認します。
確認した情報は、入院する医
療機関に共有します。

04 入院決定



当日は、保健所職員や
難病相談連絡員が入院に付き
添い、医療機関のスタッフに
引継ぎを行います。

4 受入医療機関一覧



5 その他

- ・入院中には特別な治療は行いません。
(事業の趣旨が介護者の休息であるため)
- ・ベッドの空き状況や患者さんの病状等によっては、一時入院が難しい場合がありますのでご了承ください。
- ・一時入院期間中は、原則受け入れ医療機関の医療及び看護体制でのケアになります。
ご自宅と同じ療養環境を設定することが難しい場合がありますので、ご了承ください。

6 お問い合わせ先

ご利用については、最寄りの保健所等、下記の連絡先までお問合せください。

中央保健所 健康増進課	水戸市笠原町993-2 ☎ 029-244-2828	土浦保健所 健康増進課	土浦市下高津2-7-46 ☎ 029-821-5398
ひたちなか保健所 健康増進課	ひたちなか市新光町95 ☎ 029-212-7272	つくば保健所 健康増進課	つくば市松代4-27 ☎ 029-851-9291
ひたちなか保健所 常陸大宮支所	常陸大宮市姥賀町2978-1 ☎ 0295-52-1157	筑西保健所 健康増進課	筑西市二木成615 ☎ 0296-24-3914
日立保健所 健康増進課	日立市助川町2-6-15 ☎ 0294-22-4192	古河保健所 健康増進課	古河市北町6-22 ☎ 0280-32-3062
潮来保健所 健康増進課	潮来市大洲1446-1 ☎ 0299-66-2118	水戸市保健所 健康づくり課	水戸市笠原町993-13 ☎ 029-243-7311
潮来保健所 鉾田支所	鉾田市鉾田1367-3 ☎ 0291-33-2158	県立中央病院 難病相談 (医療相談支援室内)	笠間市鯉淵6528 ☎ 0296-77-1121(代)
竜ヶ崎保健所 健康増進課	龍ヶ崎市2983-1 ☎ 0297-62-2172	疾病対策課 難病対策グループ	水戸市笠原町978-6 ☎ 029-301-3220